

帳票No.10 督促状発付件数表

※ 用紙はA4白紙のため、特段様式校正等はなし。

作成日 令和 元年11月27日

発付日 令和 2年 4月10日

延滞金計算日 令和 2年 4月10日

コンビニ期限

督促状発付件数表

事務所：

帳票No.11 督促状発付一覧表

※ 用紙はA4白紙のため、特段様式校正等はなし。

帳票No.12 納入（納）書（申告用）第16号の10様式

※ 校正時期：12月頃 → 初回使用時期：2月頃

※参考：令和6年度用

【表面】

受付印		令和 年 月 日		第16号の10様式 一欄用	
個人番号又は法人番号					
登録特別取扱義務者の登録番号及び氏名又は名称		基 号			
登録特別取扱義務者の住 所 又 は 所 在 地					
この申告に応募する便名 及び氏名並びに電話番号		(電話)			
令和 年 月 分軽油引渡し納入申告書					
月中における引渡しに係る軽油の納入数量		(7)			
税 金 控 除 対 象 と な る 不 良 な い 数 量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量	(8)			
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される 軽油の数量	(9)			
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される 軽油の数量	(10)			
	免税額による軽油の納入数量	(11)			
	合算課税額等への軽油の納入数量	(12)			
	小 計 (8) + (9) + (10) + (11) + (12)	(13)			
	差 引 額 (7) - (13)	(14)			
欠 額 量 (14) × $\frac{1}{100} \times \frac{0.3}{30}$	(15)				
再 渡 引 額 (14) - (15)	(16)				
この申告によつて納入すべき軽油引渡税額		円 × (17)		(18)	
申 告 期 限		年	月	日	郵 送 番 号 (19), (20), (21)及び(22)の数量を記する書 面及び(23)の数量に対応する免税額
納 入 予 定 日		年	月	日	
添付免税証 枚 (リットル分)					

【裏面】

第16号の10様式記載要領

- この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別取扱義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左欄を1文字空けて記載すること。
- 「申告年月」欄は、記載しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別取扱義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左欄を1文字空けて記載すること。
- 「申告年月」欄における引渡しに係る軽油の納入数量(7)欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 「法第144条の2の規定による軽油の数量(11)欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 「法第144条の5第1号の規定による課税免除される軽油の数量(12)欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(13)欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を記する書面及び免税証を添付すること。

(24) 沖縄県 領収証書			
年	月	日	沖縄県税事務所
年	月	日	軽油引渡税
年	月	日	ヨード 28
年 月 座 番 号		納入申告分	
税 額			
税 額 金			
通 少 申 告 加 算 金			
不 申 告 加 算 金			
重 加 算 金			
合 計			
納 付 期 限		令和 年 月 日	

納 入 所		領 取 日 付 印	
(納入者捺印)			

帳票No.13 納入（納）書（申告用）第16号の12様式

※ 校正時期：12月頃 → 初回使用時期：2月頃

※参考：令和6年度用

【表面】

【裏面】

1) 各号の権限は、記載しないこと。

2) 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における専用の個人番号を記載するため各号の料金料金に記載する際は必ず3桁の番号を記載する個人番号を記載する）又は法人番号（番号規則第15項に規定する法人番号を記載する）を記載すること。

3) 「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載すること場合には、左欄を「文字空欄」で記載すること。

4) 「源泉徴収の区分」欄に記載された事項の下のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の取扱い規定によって、この申告書を下記に依りそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該税額を負担する前に下記の取扱いを終了すること。

開講の区分	半 個 通 勉 業 種	期 制 生
(ア)	単発した月の翌月末日	単発事業又は先発事業者の事業地の所在地
(イ)	単発した月の翌月末日	万能販売店又は事業者の事業地の所在地
(ウ)	単発した月の翌月末日	非課税のふたつの定額税率の所在地
(エ)	被徴収の課税額が附帯した月の翌月末日	被徴収者の事業場又は被徴収者が財産を管理するものの所在地
(オ)	単発した月の翌月末日	所有について被課税 係を有する事業地又は所有する月日
(カ)	複数した日から20日以内	支取額を交付した月場所
(キ)	併用した日から20日以内	支取額を交付した月場所
(ク)	単発又は複数した月の翌月末日	税額又は課税について被課税 係を有する事業地又は事業地の所在地
(チ)	輸入の時	輸入について被課税 係を有する事業地又は事業地の所在地

4 「複数の区分」欄のうち、(b)欄又は(c)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書類を提出する。

(1) 特許登録出力リスト—請求項目

（3）地圖上標示之處——地圖地圖

3. 「換算の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「換算」欄に斜線を引いておくこと。

6 「新規」欄のうち、「特典券」欄に記載した特典券の枚数については、必ず、割引券承認表、販賣取引票、販賣證明書等これらの枚数を記する書面をしくはその写し又は影印を添付すること。

帳票No.14 県民税利子割申告書（3様式）

※ 校正時期：10月頃 → 初回使用時期：12月頃

①【表面】

種類		道府県民税利子割特別徴収税額計算書 納入申告書														
種類	01 特定公社債以外の公社債の利子	06 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配														
	02 銀行預金利子	07 郵便貯金利子														
	03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	08 国外一般公社債の利子等														
	04 勤務先預金等の利子	09 財形貯蓄契約による生命保険等の差益														
	05 合同運用信託の収益の分配															
	区分	支 払 額			税 額											
	課 税	11	十	百	千	万	千	百	十	千	万	千	百	十	円	
	非課税 その他の	12														
	計	14														
	摘要															
要																

種類		道府県民税利子割申告書														
種類	01 特定公社債以外の公社債の利子	06 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配														
	02 銀行預金利子	07 郵便貯金利子														
	03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	08 国外一般公社債の利子等														
	04 勤務先預金等の利子	09 財形貯蓄契約による生命保険等の差益														
	05 合同運用信託の収益の分配															
	区分	支 払 額			税 額											
	課 税	11	十	百	千	万	千	百	十	千	万	千	百	十	円	
	非課税 その他の	12														
	計	14														
	摘要															
要																

②【表面】

種類		道府県民税利子割特別徴収税額計算書 納入申告書														
種類	10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	11 特定目的信託の社債的収益差益の収益の分配で公募以外のもの														
	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配															
	区分	支 払 額			税 額											
	課 税	11	十	百	千	万	千	百	十	千	万	千	百	十	円	
	非課税 その他の	12														
	計	14														
	摘要															
	要															

種類		道府県民税利子割申告書														
種類	10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	11 特定目的信託の社債的収益差益の収益の分配で公募以外のもの														
	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配															
	区分	支 払 額			税 額											
	課 税	11	十	百	千	万	千	百	十	千	万	千	百	十	円	
	非課税 その他の	12														
	計	14														
	摘要															
	要															

①【裏面】

種類		道府県民税利子割申告書記載要領											
種類	1 この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。												
	2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。												
	(1) 「令和〇〇年〇〇月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。												
	(2) 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。												
	(3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実施に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。												
	(4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。												
	(5) 「県・管」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等分に納入する場合は、「管」を〇で囲むこと。												
	(6) 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。												
	(7) 「支払金額」欄には、利子等が課される利子等の支払金額を記載すること。												
	(8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。												
(9) 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。													

特別徴収税額計算書記載要領

- この計算書は、「種類」の欄の種類の異なるごとに別々に作成し、提出すること。
- 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。
 - 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
 - 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
 - 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

②【裏面】

種類		道府県民税利子割申告書記載要領											
種類	1 この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。												
	2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。												
	(1) 「令和〇〇年〇〇月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。												
	(2) 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。												
	(3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実施に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。												
	(4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。												
	(5) 「県・管」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等分に納入する場合は、「管」を〇で囲むこと。												
	(6) 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。												
	(7) 「支払金額」欄には、利子等が課される利子等の支払金額を記載すること。												
	(8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。												
(9) 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。													

- この計算書は、「種類」の欄の種類の異なるごとに別々に作成し、提出すること。
- 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。
 - 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
 - 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
 - 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

帳票No.14 県民税利子割申告書（3様式）

※ 校正時期：10月頃 → 初回使用時期：12月頃

③【表面】

懸賞金付預貯金等の懸賞金等の道府県民税 利子割特別徴収税額計算書		道府県民税利子割 納入申告書	
種類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期預金、掛け金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売却し条件付売買の利益、外貨預貯金等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益		
	区分	支 払 額	税 額
課税	11	21	11
課税	12	22	12
課税	13	23	13
課税	14	24	14
課税	15	25	15
課税	16	26	16
課税	17	27	17
非課税	18		18
その他	19		19
計	20	28	20
摘要			

沖縄県知事殿		県・営 所在地及び名称	
合計	年 月	月分	徴収額
合計	年 月	月	徴収額
特別徴収義務者番号		取扱所 (電話)	
法人番号			
支 払 額		01	千 百 十 円
特別徴収税額		02	千 百 十 円
(延滞金)		03	千 百 十 円
納入金額合計		04	千 百 十 円
課 税 事 務 所			
(取りまとめ店)			受付用
(取りまとめ局)		都道府県局(〒)	
上記のとおり利子割の納入について 申告します。(都道府県保管)			

③【裏面】

納入申告書記載要領

1 この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。

2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。

(1) 「令和[]年[]月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。

(2) 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。

(3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等（本社、本店を含む）の所在地及び名称等を記載すること。

(4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう）を記載すること。

(5) 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。

(6) 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。

(7) 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。

(8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。

(9) 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

特別徴収税額計算書記載要領

1 この計算書は、「種類」の欄の種類の異なるごとに各別に作成し、提出すること。

2 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。

(1) 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子

(2) 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄の利子及び同法第4条の3第1項に規定する労働者財産形成年金貯蓄の利子等

(3) 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

帳票No.15 ゴルフ場利用税申告書

※ 校正時期：12月頃 → 初回使用時期：2月頃

【表面のみ】

第118号様式	※	発信 年 月 日	
	處理 事項	通信日付印	確認印

ゴルフ場利用税納入申告書					
年 月 日					
特別徴収 義務者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名稱				
この申告書に応対する者の氏名		(電話)			
ゴルフ場 名 称	所 在 地	(電話)			
					等 級
実績月	年 月	月 日から	月 日まで	営業日数	日間
登録番号			課 稅 番 号		
区 分	利 用 人 員	稅 率	稅 額	摘 要	
通常の利用	人	円	円		
65歳以上70歳未満の者					
知事が認める競技会					
早朝等の利用					
18歳未満の者の利用					
70歳以上の者の利用					
障害者の利用					
団体等による利用					
保健体育科目の実技等					
計					
申告期限	年 月	納入予定日	年 月 日		

(提出用)

- (備考) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 申告書の提出期限は、常設のものにあっては翌月10日、中途廃止のものにあっては終了又は廃止の日から5日以内です。
- 3 この申告書には、「ゴルフ場利用税徴収金整理簿（第124号様式）」の写しを1部添付してください。
- 4 営業日数は、ゴルフ場の定休日によるセルフプレーも含みます。
- 5 軽減税率適用ゴルフ場については、「区分」欄ごとに、利用人員、税率、稅額を記入してください。
- 6 非課税適用利用分については、「区分」欄ごとに、利用人員のみ記入してください。

帳票No.16 ゴルフ場利用税申告書

※ 校正時期：12月頃 → 初回使用時期：2月頃

【表面のみ】

沖縄県 県税 ゴルフ場利用税 領収証書									
課税番号 年度 調定期別 申告区分									
納 入 者 者	住(居)所								
	氏(名 称)								
実績月	年	月	登録番号						
税	額	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	日分								
計									
納期限 年 月 日									
納入の目的 年 月 日申告に係る分									
納入場所 領収日付印									
沖縄県指定金融機関 沖縄県指定代理金融機 沖縄県収納代理金融機									
課税事務所									
上記の金額を領収しました。									

沖縄県 県税 ゴルフ場利用税納入書(原符)									
課税番号 年度 調定期別 申告区分									
納 入 者 者	住(居)所								
	氏(名 称)								
実績月	年	月	登録番号						
税	額	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	日分								
計									
納期限 年 月 日									
納入の目的 年 月 日申告に係る分									
領収日付印									
収納通知先 取扱金融機関用									

沖縄県 県税 ゴルフ場利用税領収済通知書									
課税番号 年度 調定期別 申告区分									
納 入 者 者	住(居)所								
	氏(名 称)								
実績月	年	月	登録番号						
税	額	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	日分								
計									
納期限 年 月 日									
納入の目的 年 月 日申告に係る分									
領収日付印									
上記の金額を領収しましたので通知します。									
出納員 沖縄県税事務所等用									

きりとり線